

## 姫路獨協大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

貴大学の「学生の受け入れ」については、今回の大学評価申請時には、後述する勧告に示すとおり重大な問題をかかえていた。については、貴大学の全学的な改善状況を確認するために、本協会に対する大学評価の申請は5年後に行うことを求める。

### II 総評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、姫路市を中心とした西播磨4市21町の住民の「姫路に総合大学を」という永年の願いに応える形で、姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により1987(昭和62)年に兵庫県姫路市に開設された。文系の2学部で開学して以降、学部・学科の改組や設置、大学院研究科の設置などを経て、現在は外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部、薬学部の5学部と、言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科、法務研究科の4研究科で構成される大学となり、開設時の願いに応えようと教育・研究機能の充実を図っている。

貴大学の建学の理念は、「知育・德育・体育の全人教育を通して、新しい国際感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成する」ことである。また、目的については「外国語教育を重視する」獨協学園の伝統を踏まえ、学部では「広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成する」ことを、大学院では「広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業などに必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成する」としている。また、理念・目的の実現を通じて教育目標を、学部では「学生一人ひとりの能力・才能を発揮し、向上させるきめ細やかな教育と指導を実践し、学習成果として学士力、社会人として求められる人間力を育成する」とし、大学院では「職業能力向上のために社会人の継続教育、有職者の再教育を行い、人間性豊かで広い視野を持ち、総合的な判断力と迅速な問題解決能力、高度で専門的な職業能力を育成する」としている。加えて、上記の理念・目的・教育目標の実現を通じて、「地域の繁栄

に寄与することを他の大学に比してより強い使命」としている点に特徴がうかがえる。

これらの理念・目的・教育目標は、入学式や父母懇談会、進学相談会、オープンキャンパスなどのさまざまな学校行事の機会に加え、大学が定期的に発行する広報誌『HDU21』や大学案内、ホームページなどを通じて、在学生、教職員のみならず、学生の保護者、受験生、地域や企業に対して周知を図っている。

しかし、大学全体として入学定員に対する入学者数比率や収容定員に対する在籍学生数比率が低く、全学部において学生確保が困難になりつつある。また、この影響もあり、財務状況は厳しい状況にある。

すでに、法務研究科の学生募集停止などの対策も実施されているが、今後とも貴大学の理念・目的などを踏まえ、教職員一丸となって、教育・研究活動の改善・改革を進め、受験生および社会に対する諸活動のアピールを行い、さらに魅力ある大学へ展開することを期待する。

## 二 自己点検・評価の体制

1991（平成3）年から自己点検・評価に取り組み、「自己評価規程」を定め、各学部および各研究科に設置する「自己評価委員会」において教育活動および研究活動の自己評価を行っている。また、その結果を2005（平成17）年に『自己点検・評価報告書』として刊行し、学内外に公表している。

また、2006（平成18）年度より「全学自己評価委員会」の他に、経営管理および地域・社会的活動の自己点検・評価を行う「経営管理等自己評価委員会」ならびに両委員会報告書を集約・調整する事務担当組織としての「企画室（後に評価室に改称）」において、自己点検・評価を進めている。これらの体制で、全学的な自己点検・評価活動が適切に行われている。

「全学自己評価委員会」および「経営管理等自己評価委員会」には学外者などの第三者は委員に加わっていないが、外部の意見を取り入れる仕組みを検討することも望まれる。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

貴大学は、理念・目的・教育目標を達成するために、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部および薬学部に加え、言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科の各修士課程と、法務研究科（2011（平成23）年度から学生募集停止）を設置し、建学の理念をとおして、「学問を通じての人間形成」を行うための組織を構成している。

また、「公私協力方式」による開学という経緯から、播磨総合研究所や市内でのサテ

ライト教室を開設し、適切に整備されている。さらに、情報科学教育に寄与する学内共同利用組織として、経済情報学部附置の「情報教育共同利用施設」が、教育・研究上の組織として設置されている。

加えて、多様な学生の受け入れにともない、基礎学力の不足した学生や日本語能力の不足した外国人留学生などに対応するための組織として「学習支援センター」が設置されたが、学習意欲の希薄な学生に対してさらなる対策が必要である。

なお、医療保健学部は、2006（平成18）年、薬学部は、2007（平成19）年に設置され、自己点検・評価の段階で申請資格充足年度を経ていないことから、教育・研究活動については評価の対象とはしていない。また、法務研究科は、2008（平成20）年度に財団法人日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善事項を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から、評価を行った。

## 2 教育内容・方法

### （1）教育課程等

#### 外国語学部

「英語を中心とした複数の外国語運用能力又は日本語・日本文化についての深い知識および日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけて、多文化共生社会において活躍できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成する」という目的に基づき、専門群の科目と共通教育科目が相互に補完し合うバランスの取れたカリキュラムになっている。

1年次には基礎的な科目「専修語学群（語学科目）」「兼修語学群（語学科目）」に加え、大学での学修への導入科目として「入門群（入門演習）」を設け、さらに多文化共生社会への対応力を養うために「学外研修（異文化理解研修）」を配置している。2年次には「文献講読群（トッピック・スタディ）」のほか「入門群（入門演習）」の発展として「演習群（基礎演習）」を設け、3、4年次での専門性の高い「演習群（演習）」や実用的な力を養う「表現研究群（ワークショップ）」科目につなげており、教育課程として適切である。同時に、学生の興味や将来就きたい職業にあわせて選択できる「学部共通専門科目」も設け、学生の自立性を涵養していることは評価できる。さらに、「入門群（入門演習）」「演習群（基礎演習）」「学外研修（異文化理解研修）」をとおして、学生に「豊かな人間性」と「高い倫理観」が身に付つくように工夫されている。

また、選択科目の「海外短期語学研修」（4週間程度）や1年間の留学制度を設けているほか、日本語教員を目指す学生のために「日本語教授法」の授業を海外で実施する「特別実習」を用意しており、キャリア意識の形成に資するものになっている。

## 法学部

「法律及び政治学に関する専門的知識を授けることによって、的確で柔軟な法的判断能力及び実際的な問題解決能力を備えた職業人を育成して地域社会に貢献すること」を教育目的とし、総じて、カリキュラムはバランスよく配置されている。

専門教育科目については、「少人数クラスによる段階的、系統的な教育」と「コース制による専門教育」を用意している。「少人数クラスによる段階的、系統的な教育」では、1年次から4年次まで継続的に少人数クラスによる双方向授業を受けることができ、1年次前期に「オリエンテーションゼミ」、1年次後期には「入門ゼミ」、2年次（前期・後期）には「基礎演習A・B」、3、4年次には「演習」が配置されている。「コース制による専門教育」では、学生が希望する職業に求められる専門性を身につけることができる4つのコース制（法律特別コース、行政・司法コース、地域政策コース、ビジネスコース）が導入され、法律・政治・行政など幅広い分野の中から科目選択ができる。ただし、実際のコース選択の人数比率から運用面での不十分さが見受けられるので、その改善が望まれる。

導入教育については、2009（平成21）年度からは、法律条文や判決文の構成、読み方、法律専門用語の意味などを教える「法学部生のための入門基礎講座A・B」を新設し、「特別講義」に、主に数学検定の合格を目指した数学の基礎力養成の科目、英語の基礎力の確認・向上のための科目を加えるという対応がなされている。

## 経済情報学部

「経済学・経営学および情報学を融合した幅広い専門知識を有し、コミュニケーション能力および問題解決能力を備えた、実践力に富む人材を育成することを目的」とし、カリキュラムを編成している。

全学共通科目については、外国語科目のドイツ語、英語、中国語から1ヶ国語を8単位以上、さらにはそれを含めてフランス語、スペイン語、イタリア語、韓国語、言語文化、海外短期語学研修から合計18単位まで卒業要件に含め、そしてスポーツ、総合、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学といった選択科目から合計30単位を修得することになっている。また、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」の配置、「専門教育科目」の授業の中で倫理性を盛り込む工夫がなされており、導入教育では、10人程度の少人数の「入門演習」「基礎演習」が設けられている。

専門科目については、2年次以降「経済コース」「情報システムコース」「経営コース」「会計コース」の4つのコースを設けて適切に科目が配置され、学生はコースを選択した後でも、所属コースにかかわらず学生の興味がある科目については、コースを越えた科目履修が可能となっている。

なお、多様な学生の受け入れにともない、基礎学力の不足した学生に対応するため

の組織として「学習支援センター」が設置されたので、「学習支援センター」との連携を強化し、基礎学力不足の学生に対してさらなる対策を検討することが必要である。

#### 言語教育研究科

「言語に関する分野において、広範囲にわたる多彩な教育・研究基盤をもとに、教育および研究の深化・追求を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門知識と能力および創造的に対応できる実践力を持った人材を育成する」ことを目的とし、言語に関する学識を生かしバランスの取れた多言語、多文化社会においてリーダーとなれる人物の養成のため、言語の文化的背景の理解と言語運用能力の修得を目標にしている。

この基本的な考えに立って「ドイツ語教育コース」「英語教育コース」「中国語教育コース」「日本語教育コース」「国語教育コース」の5つのコースが設けられている。

さらに、教員免許状所持者を対象にした「専修免許」取得のための科目や、「学校心理士」の資格取得の科目の配置、日本語専攻には、日本語教育インターンシップ・プログラムとして「日本語教育特別実習」を設置している。

なお、社会人の受け入れに関しては、昼夜開講、長期履修制度、修士論文に代わる「課題研究報告書」を取り入れるなど、配慮されている。

#### 法学研究科

「法学・政治学の分野において、法と政治に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人としての問題解決のための新たな発想と施策を立てることができ、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成する」ことを目的とし、入学希望者のニーズおよび法務研究科の発足に合わせ、カリキュラムを整理・統合する改善を行っている。その結果、法律学専攻の3講座が2講座（公法学講座・私法学講座）に、政治学専攻の2講座を1講座（政治学講座）に統合し、授業科目を整理してカリキュラムの集中化と簡素化を図っている。

また、社会人の志願者・入学者が多いこと、そのうちの大半が税理士志望であることが特徴であり、昼夜開講制を実施するとともに、6年間在学できるシステムや、単位制の授業料を選択できる仕組みを取り入れ、社会人の受け入れ態勢が適切に整備されている。

#### 経済情報研究科

「経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識および能力を有する自

立した経済人・企業人を養成する」ことを目的としている。必修科目の「演習Ⅰ・Ⅱ」および「研究指導Ⅰ・Ⅱ」の設定や、指導教員の指導のもとでの関連科目の履修、さらに基礎力徹底を目的とした「コア科目」と呼ばれる「経済学」および「情報学」の選択必修専門科目をコース共通に配置するなど、履修に関する体系化が図られている。なお、社会人受け入れに対応するための配慮としては、夜間開講、サテライト教室、長期履修制度、授業料の単位料金制などが設けられている。

#### 法務研究科

「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」および「展開・先端科目群」に授業科目がバランスよく開設されており、「消費者法」「消費者苦情処理」「立法実務概論」「立法実務演習」など、理念・目的にふさわしい科目も開設されている。2007(平成19)年度は修了要件単位数94単位以上のうち、「法律基本科目群」が64単位以上と多く偏りが見られたが、カリキュラム改正後に56単位以上となったことによって、ある程度解消されている。なお、学生募集停止後も現在のカリキュラムが維持されるとのことである。

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や、貴研究科に入学前に修得した単位を認定する方法については、適切に定められている。

#### (2) 教育方法等

##### 全学部

全学部において、1年間に履修登録可能な単位数の上限が1～3年次は48単位と適切であるが、4年次については60単位と高いので、単位制の趣旨に照らして問題であることから、改善が望まれる。

また、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、FDに関する情報収集、講演会、授業参観および研修会などが行われており、全学組織「教育改善実施(FD)委員会」の授業評価アンケートの実施、結果のフィードバック、各教員の改善策の提出、「教育活動自己評価(授業改善策)」の学内ホームページでの公表、教員間での授業参観などの取り組みを展開していることは評価できる。

##### 外国語学部

履修指導は新入生に対する合宿形式でのオリエンテーション、2年次以降の学年別ガイダンスをはじめとし、「入門演習」「基礎演習」「演習」などを通じて行っており、適切である。

シラバスの記述内容については、語学関係の外国人教員の担当する科目では書式、記述が統一されているのに比べて、それ以外では同一科目においても「授業計画」「評

価基準」の記述に精粗があり、改善が求められる。

#### 法学部

履修指導については、入学時のオリエンテーションから、セメスターごとの学部ガイダンス、演習、オフィスアワーを通じて系統的・組織的に実施されている。単位の修得が滞っている学生については、個別に教員が呼び出して履修指導を行い対応している。

シラバスについては、一定の書式で作成され、授業の方法・内容および年間計画が明示されている。成績評価基準については、全体としては、『履修の手引 2009』に明示され、各教員によるより細かな基準はシラバス中に示されている。教育効果の測定として、学生の単位取得状況、「法学検定試験」など検定試験や資格試験の合否、教学および就職ガイダンス出欠状況をデータ化し管理している。

#### 経済情報学部

「姫路獨協大学経済情報学部オリジナル教育プログラム案」によるきめ細かい履修計画を策定し、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで履修に関して説明している。しかし、学生の出席率が低いので、改善に向けて検討する必要がある。

シラバスは整備され、1年次前期に担任制の「入門演習」、引き続き2年次後期から始まるゼミ教育までの1年間の準担任制をとり、教員と学生との信頼関係を築きあげながら指導を行い、学生のプレゼンテーション能力やディスカッション能力の向上を図っている。出席カードの配布、小テストの実施、レポート発表や卒論中間発表会の実施など、教育の方法の効果測定を行うとともに、成績評価法についても隨時教育の方法の効果測定の結果を参考にしながら検討を重ねている。さらに、学生がコンピュータシステムを自ら設計・構築し、メンテナンスをすることによって実践的な演習を行うことができるよう「メディア工房」を設置するなど各種教育方法の工夫が試みられている。

#### 言語教育研究科

履修指導は入学時のオリエンテーションや個人面談で細かくなされており、適切である。教育効果の測定は、講義の中での質疑応答や口頭発表、レポートといった日常的な指導の中でなされ、修士論文提出年次の10月には中間発表によって全体的な修学度をチェックし、成績は試験、授業への参加度、発表、レポートなどに基づいて総合的に評価されている。しかし、シラバスの成績評価基準は科目によってあいまいな基準の記述が見られる。なお、学位論文の指導は主査1人と副査2人の3人体制でなされており、教育方法に大きな問題はない。

また、「学生による授業評価アンケート」をFD活動の一環としているにもかかわらず、実施が研究科の意向に任されていることは、FDの組織的な取り組みから見て、改善するよう検討が望まれる。

#### 法学研究科

入学時に事務職員と教員によるオリエンテーションが行われており、適切な履修指導が組織的に行われている。また、「研究指導」という科目で修士論文作成のための個別指導が行われ、研究テーマに関する調査研究活動の指導とともに、法学論文・政治学論文の作成の技法を伝える場ともなっている。

FD活動の一環で、2007（平成19）年度から「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果、授業の改善が必要な場合には適宜是正している。

シラバスの記述内容については、授業内容および研究指導の方法、年間の授業計画および研究指導の計画をあらかじめ明示し、学生が履修にあたって心がけておくべきことに対して、具体的な記述がされている。成績評価基準については、一般的には、4段階の基準が点数と内容で明示され、成績評価の客観性および厳格性を確保するよう努力している。

総じて、教育方法の工夫が試みられているが、教育・研究指導の効果については、教員間で共有することが検討されている段階にとどまっており、組織的に効果の測定に取り組むことが望まれる。

#### 経済情報研究科

履修登録時にオリエンテーションが行われ、学生に対して、授業内容および研究指導の方法、1年間の授業計画および研究指導の計画をあらかじめ明示している。また、シラバスに成績評価の基準と方法を具体的に明記している。

学位取得に向けた履修計画については、大学院学生が入学後、授業を進めながら指導教員が指導を行っているが、入学時に組織的に行う体制を整えることが望まれる。

教育・研究指導上の効果の測定方法については、2007（平成19）年度より研究科内に「FD委員会」を設置し、学部と連携しながら、月1回の割合で議論を交わし、活動を進めている。

#### 法務研究科

学生が年間に登録できる単位の上限は1・2年次各36単位、3年次44単位とされており適切である。授業の概要・方法、成績評価の基準と方法、参考資料のほか、各回の授業の「ねらい・内容」などもシラバスに記載されるとともに、2008（平成20）年度からは「TKC教育支援システム」上でもシラバスが公開されており、シラバス

にしたがった適切な授業がおおむね実施されているものと判断できる。

双方向もしくは多方向による授業形式については、「法律実務基礎科目」のすべてにおいてソクラテス・メソッドが実施され、また、2年次の授業の中心となる法律基本科目の演習科目も原則としてソクラテス・メソッドが実施されるものとされており、適切である。

FDについては、5人の専任教員により構成される「法務研究科FD委員会」が教授会の下に設置され、2007（平成19）年度からは専任教員全体による「拡大FD委員会」が開催されており、FD活動を推進する体制は整備されている。

### （3）教育研究交流

#### 全学部

全学的に国際交流センターが中心となり、現在12ヶ国25大学・教育機関と提携しているが、外国語学部を除いて国際交流の基本方針を持ってはいない。学部によっては、外国の研究者を招いて、主として教員や学生を対象にした学術講演会や研究会を開催することを国際交流の中心に据えて、年1回程度の開催実績がある。しかし、学内の留学制度を利用した学生は若干名しかおらず、2009（平成21）年度は6ヶ月以上の長期留学者は外国語学部にしかいない状態であり、国際交流は活発ではない。

外国語学部では「国際化の対応と国際交流を推進する」ことを方針とし、1年次の「学外研修（異文化理解研修）」、2年次の「海外短期語学研修」およびインターンシップの1つとして海外の大学で教育実習の機会を与えることとして実施されている「日本語教育海外実習」などによって教育・研究の国際交流を促進する姿勢は評価できるが、派遣学生を増やす一層の努力が求められる。

#### 全研究科

全学的に国際交流センターが中心となり、現在12ヶ国25大学・教育機関と提携しているが、言語教育研究科を除いて方針を持ってはいない。研究科によっては、国際会議への参加はあるが、その他の学生の派遣・受け入れの実績は少なく、2009（平成21）年度は6ヶ月以上の長期留学受け入れ者が、言語教育研究科で1名のみであり、国際交流は活発ではない。

言語教育研究科では「多言語・多文化社会においてリーダーとなれる人材を養成する」という基本方針に基づき、国際化への対応として、日本語教育コースの学生を念頭に置いた台湾の国立高雄第一科技大学とのデュアルディグリープログラムや、台湾、韓国、香港で催される2週間～1ヶ月の日本語教育インターンシップ・プログラムが組まれている。また、2009（平成21）年より、参加者へ経費の補助がなされており、これらは評価できる。ただし、このような交流の主なものが就職につながる日本語教

育コースに集中しており、他のコースや教員以外の仕事に就く者を対象とするプログラムの開発が望まれる。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### 全研究科

法務研究科を除く全研究科において、学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されておらず、改善が望まれる。

##### 言語教育研究科

学位の授与手続きについては、教員の助言の下に授業科目を選択して 26 単位以上の取得と研究指導の 4 単位以上を含む 30 単位以上を取得し、2～3 人の指導教員の指導のもとで書いた論文に対する口述試験に合格したものに授与すると明示されており、最終的には研究科構成員全員による投票で決定されることで客観性と透明性が確保されている。

なお、社会人入学者に対して学位論文に代わる「課題研究」の内容について公表し、その成果と水準を明確にする必要がある。

##### 法学研究科

学位審査の手続きについては、3 人以上の審査委員が論文の審査および最終試験を行い、その結果を学位授与の可否の意見を添えて研究科委員会に文書で報告し、それに基づいて、研究科委員会が学位を授与すべきか否かを議決することになっている。こうした手続きについては、「学位規程」の中で定められており、大学院学生に対しては『大学院履修要項』にも掲載して周知している。

論文に関連した科目の試験は、ほとんどが口頭試問で行われている。

##### 経済情報研究科

綿密な指導を目的として、2008（平成 20）年度より副指導教員を選定し、複数で指導する体制に移行したことは評価できる。主指導教員は、研究指導において学生の論文が審査に耐えうる水準にあることを見極めて、論文を提出させており、厳格性を確保している。

学位論文審査の手続きは、「学位規程」において修士の学位は、30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格して修士課程を修了した者に授与すると定められている。

ただし、学位授与の状況としては、修了予定者数に占める学位取得者数が少ない。また、外国人留学生の学位論文提出率が低下しているので、改善する必要がある。

**法務研究科**

課程修了認定については、標準3年制で94単位以上、2年短縮制で64単位以上（さらに、科目群ごとの必修単位が設定されている）の修得が要件とされることが明記され、また、修了認定の体制・手続きも確立されていることから、適切である。修了認定基準の周知については、志願者に対してはホームページや入学案内パンフレットにより、入学者に対しては毎年配布される『履修要項』や在学生用ガイダンスを通じて行われており、適切である。

### 3 学生の受け入れ

建学の理念をとおして学則第1条に定める「大学は学問を通じての人間形成の場である」という方針のもと、各学部、研究科の学生の受け入れ方針を定め、適切な学生を受け入れている。しかし、その受け入れ方針は大学案内やホームページなどで広く周知する努力がなされてはない。学生の募集については、新聞やラジオ、テレビなどの各メディアを通じて広報を行うとともに、高校でのガイダンス、進学相談会、入試説明会、オープンキャンパス、大学見学会などを開催し、説明に努めている。

入学者選抜方法については、多様な方法によりさまざまな視点からの選抜入試を実施しており、適切である。

入試の実施体制については、全学的な「入学試験委員会」のもと、具体的な実施計画の策定、業務の機械化、問題の作成など、それぞれの職務に対応した委員会を設置し組織的に実施している。また、入試問題の解答を第三者の外部機関に依頼して、試験問題の適切性と模範解答のチェックに役立てている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が、大学全体で低い。特に、外国語学部、法学部、経済情報学部、薬学部において恒常に定員を満たしていない。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、未完成学部である医療保健学部、薬学部を含め、すべての学部で低い。さらに、医療保健学部こども保健学科の編入学定員に対する編入学生数の比率も低い。社会が求めるニーズと入学者数、収容定員数の適正化に向けた取り組みとして、医療保健学部と薬学部の設置、法学部の定員削減、外国語学部と経済情報学部の改組などを実施してきたが、改善は見られていない。ただし、2009（平成21）年には外部有識者を入れての「運営諮問会議」を設置し、経営の改善や入学者確保に関して「今後の運営方針」を策定し、2010（平成22）年9月には「基本計画（第6次見直し）（案）」が理事会にて決定され、具体的な方策が示されている点は評価できるので、今後の推移を見守りたい。なお、各研究科の収容定員に対する在籍学生数比率に関しては、研究科・専攻によって差はあるが、大きな問題はない。また、法務

研究科については、2011（平成23）年度以降の学生募集停止を決定し、公表している。

退学者は学内のさまざまな試みにより、減少傾向にあるが、経済情報学部においては依然として高水準であるので、改善に向け取り組みがさらに必要である。

#### 4 学生生活

学生に対する経済的支援については、経済的理由により学業の継続に支障をきたしている学部生を対象にした「学業支援奨学金」、学業成績が「きわめて優秀な者」ないしは「優秀な者」に対する「奨学金」、派遣留学生や交換留学生に対する「海外留学奨学金」、異文化理解研修に対する「海外語学研修奨学金」といったさまざまな大学独自の奨学金制度のほか、修学支援金制度や奨励金制度、特待生制度などを設けている。希望する学生は、ほぼ全員がいずれかの奨学金を受給していることから、これらは有效地に機能していると判断できる。

ハラスメント防止については、「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」が整備され、委員会・相談窓口を設置し、教職員や学生に対する講演会を開催するなど学生に対する広報も行っている。今後は、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントについても検討し、規程などを整備することが望まれる。

学生の就職指導については、就職相談部署としてキャリアセンターを設置するとともに、それぞれの学年に合わせたキャリア支援の科目を設定して実施している。3年次以降では、書類作成の手法や個人面談の受け方なども指導する体制を組み、組織的・体系的に取り組んでいる。

また、心理相談については、健康管理室を設置して、学生相談体制を整備しており、適切である。

#### 5 研究環境

##### 外国語学部・言語教育研究科

「領域を超えた共同研究の推進、学会での研究活動および紀要への掲載の促進、科学研究費補助金などの外部資金の獲得」を目標に掲げ、教員の研究成果は「研究開発支援総合ディレクトリ（R e a D）」をとおして公開することを原則にしている。しかし、紀要への発表を含めた研究活動は全体的に不活発であり、それは科学研究費補助金の申請件数にも表れている。また、教員各自の教育業績と研究業績に大きな偏りが見られるので、研究成果を検証し、研究活動を活性化することが望まれる。その際には、よりよい研究環境を確保するために、「特別教師（ネイティブ・スピーカー）」を除く教員の持ちコマ数が多いことについて、検討することが望まれる。

なお、学外研修員制度によって派遣された教員は、ほぼ1年につき1人であるが、外国語学部であることを踏まえると、派遣する教員数についての検討が望まれる。

### 法学部・法学研究科

「学内における研究発表の主要な場である学部紀要の『姫路法学』について掲載論文の質的・量的充実を図ること」「科学研究費補助金などの外部資金を積極的に獲得すること」を到達目標としているが、研究成果の発表数に偏りが見られ、研究意欲を刺激する研究環境の整備のために、研究・教育以外の仕事の効率化と負担の公平化が必要である。競争的研究資金として、姫路市の政策研究助成事業が2004(平成16)年度、2005(平成17)年度、2009(平成21)年度に採択されているが、科学研究費補助金は、申請件数も採択件数も少ない。

研究環境としては、教員研究費や、個人研究室・法学部雑誌閲覧室・法学部共同研究室が整備されている。また、研修の機会も、各種学会および研究会など参加によっておおむね確保されている。そのほか、特別研究助成や学術図書出版助成なども整備されている。

### 経済情報学部・経済情報研究科

達成目標として、「『経済情報学会』の活性化を図る」「科学研究費補助金などの外部資金を積極的に獲得することにより、研究費の安定的確保を図る」「一部の教員に負担が偏らないように、学内業務の効率化・分担のあり方を見直し、研究時間の確保を図る」ことを掲げているが、研究活動においては、論文数や、学会発表が少なく研究活動が活発ではなく、改善に向けて努力することが望まれる。また、研究発表の機会として、『経済情報学論集』(年平均2回発行)および『経済情報学研究』(年平均5回発行)という紀要があるが、これら2つを合わせた5年間の掲載総論文数も少ない。「経済情報学会」を活性化させ、研究発表会を開催するなど研究活動の活発化を期待したい。さらに、科学研究費補助金の積極的な申請が望まれる。

なお、研究環境に関しては、おおむね問題ない(『点検・評価報告書』p.223)。しかし、教員の海外研修を重視するという基本方針は存在するものの、2005(平成17)～2008(平成20)年度は長期派遣が毎年1名、短期派遣が0名であり、実績は少ない。ただし、国際学会への出席者は、毎年継続的に存在する。

### 法務研究科

研究活動の位置づけおよびその達成状況については、「法務研究科の理念・目的と研究活動とが直結すべきものとは認識していない。ただし、法科大学院教育において、実務と理論を架橋するためには、研究者教員・実務家教員の双方が、研究活動等を通じて、交流を図ることが必要であると認識している。」と自己点検・評価している。

2007(平成19)年度および2008(平成20)年度に年間40万円の個人研究費が確保

され、各専任教員に研究室が割り当てられるなど、整備されている。さらに、研究休暇制度として「学外研修員制度」があり、国内・国外において約1年間調査・研究などに従事することができ、2005（平成17）年度および2006（平成18）年度に各1名が利用している。その他、紀要『姫路ロー・ジャーナル』の発行など、研究支援制度は相当程度整備されている。

## 6 社会貢献

公私協力方式で作られた大学の特徴を生かし、姫路地域のあり方を講義する正課カリキュラムとして、姫路に関する各学問領域の特別講義を開設している。また、公開講座として外国語講座、医療保健学部作業療法学科の教員や学生による「きをり織り」教室などの開催や、貴大学後援会組織との連携により多様な公開講座を開催していく、優れた取り組みを行っている。さらに、警察官志望の法学部学生による「姫路市安全安心まちづくりサポーター」としての登録や、薬学部教員による「姫路医療セミナー」や「ひらめきときめきサイエンス」の開催、発達障がい児・者支援者講座「のびのびセミナー」の開催などの地域貢献活動を積極的に行っていている。

姫路市が設けている「姫路市政策研究費助成事業」に対して毎年政策テーマが採択されており、姫路市の政策に示唆を与えている。また、姫路市などからの受託研究も行っている。

さらに、大学の施設・設備の貸し出しも行うとともに、障がい者就労支援施設「Café ぴあのぴあ～の」や発達障がい支援施設「プレイルーム」を一般に開放している。

いずれも、社会との連携に配慮した活動であり、評価できる。

## 7 教員組織

専任教員数については、大学設置基準および大学院設置基準を満たしており、専任教員1人あたりの在籍学生数については、各学部の教育目標を実現するために支障なく、主要科目への専任配置に関しても問題ない。ただし、外国語学部では、「特別教師（ネイティブ・スピーカー）」を除いた専任教員の授業担当時間数が多く、改善に向けた検討が望まれる。

なお、法務研究科については、2010（平成22）年度の専任教員数は13名であり、学生募集停止後も、履修者が存在する間は現在の専任教員体制を維持することになっている。

専任教員の年齢構成の割合に関しては、外国語学部、経済情報学部、医療保健学部、薬学部でやや偏りが見られる。

学生の学修活動を支援するための人的支援体制については、ティーチング・アシスタント（TA）制度があるが、実際に配置されている学部は2学部にとどまり、人数

も少なく、体制として不十分であるので検討することが望まれる。

教員の任免や昇格の基準と手続きについては、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部では、学部ごとに教員の任免と昇格に関する申し合わせ事項や内規などとして明文化されている。ただし、職位名に「助教授」の記載が見受けられ、改正が必要である。また、医療保健学部では任免や昇格の基準が制定されたものの医療系教員に限定されたものであり、医療系教員以外の分野には対応していない。薬学部では、教員の採用についての内規はすでに定め、昇格については完成年度に達するまでには明文化する予定になっている。さらに、法務研究科を除く研究科では、大学院担当教員の選考に関する規程がなく、学部と大学院では、教育・研究の目標や、教員の資質として求める要件が異なるので、内規を整備するなどの改善が求められる。

## 8 事務組織

事務組織は、体系的な組織となっているとともに、運営に関しても、「迅速でフレキシブルな事務運営」を図るために事務関係規程を改定するといった工夫を重ねており、適切である。事務組織と教学組織の連携に関しては、両者の有機的・一体性が確保されている。

また、事務職員の研修に関しては、日本私立大学連盟、日本学生支援機構、人事院近畿事務局などが主催する研修会への参加の機会を設けているとともに、学内においても各種の事務職員研修を実施している。

ただし、「事務職員の大学運営に関わる専門的能力や資質の向上を組織的におこなうため、体系的な職員研修制度を確立することを到達目標に掲げているが、自己点検・評価されているように、職員研修の方針や規程がなく、体系的・計画的な研修の実施にまでは至っていないことから、改善に向けた検討が望まれる。

## 9 施設・設備

校地および校舎面積は大学設置基準を満たしており、マルチメディア教室やL L教室の整備も進み、情報処理機器の整備も行われている。経済情報学部には、「メディア工房」「会計工房」が設けられ、学生がコンピュータシステムを自ら設計・構築し、自分自身でメンテナンスするという、より実践的な演習を行うことのできる特徴的な演習室を設置している。また、夜間の授業を受ける大学院学生の利便性の向上のため、姫路駅前のサテライト教室を設けている。

また、定期的に実施している「学生生活満足度調査」や学生の要望などを聞く「H D Uボックス（目安箱）」の設置により、学生の望むキャンパス・アメニティのニーズを集約し、設備などの改善・充実を図っている。

施設のバリアフリー化は、フロア間の移動において困難な場所が見受けられ、一部

の建物間の移動にはスロープがなく、屋外広場しか移動手段がないことから、改善することが望まれる。また、医療保健学部および薬学部の専用校舎は、主要施設のある場所と道路を挟んで対面の敷地にあり、障がい者の移動に困難があることから、配慮が望まれる。また、サイン表示や視覚障がい者に対する点字表示・点字ブロックは一部分に限られているので、キャンパス全体に整備するよう取り組むことが求められる。

施設・設備の管理・安全性の確保については、外部の専門業者に委託している。また、「生命倫理委員会」「組み換えDNA実験安全管理委員会」「動物実験委員会」「毒物および劇物管理委員会」などを設置し、衛生管理・安全管理のための維持・運営が適切に行われている。

#### 10 図書・電子媒体等

教育・研究上必要な資料は体系的に整備されており、各学部に「選定担当教員」を置いて偏りのない選書を行うとともに、授業に関連の深い図書を「指定図書」として配架している。さらに、図書の量的適切性や体系的整備に関する常時「図書館運営委員会」において検証している。また、情報サービスに関しては、国立情報学研究所のG e N i i をはじめ、各種データベースへのアクセスが確保されている。

ただし、2006（平成18）年から2007（平成19）年にかけての新設学部の学年進行にともない学生収容定員が増加しており、収容定員に対する閲覧座席数の割合が低いので、改善が望まれる。

図書館の閉館時間は、大学院の最終授業終了時間前であり、最終授業終了後も図書館で学生が学習することができる体制になつてないので、改善が望まれる。

なお、開学時から一般市民の生涯学習への一助としての図書館の一般公開を行っていることは評価できる。一方、入館者数の推移を見ると年々減少傾向にあるので、多角的に原因を究明し、対策を講じることが望まれる。

#### 11 管理運営

学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方、各選考規程は整備されている。また、各学部教授会規程、各研究科委員会規程に則って適切な管理運営が行われている。評議会、教授会、研究科委員会をはじめ各種委員会、そして学園理事会との各種連携もとれており、円滑に大学の管理運営がなされている。

しかし、「各学部長候補者選任規程」には、学部長候補者を最終的に学部長に決定する手続きが規定化されていないので、改善が望まれる。

## 1 2 財務

中・長期的な財務計画については、学校法人の長期的な基本計画と連動して策定され、2年ごとに見直しが実施され運営されている。そこでは、収支の均衡を図るよう財務の主要項目について目標金額を定め、2007（平成19）年度開設の薬学部が完成する2012（平成24）年度には、帰属収支差額の黒字化を到達目標としていた。しかし、貴大学作成の「基本計画（第6次見直し）」（2010（平成22）年9月24日理事会決定）において、2016（平成28）年での黒字化に修正されている。

2005（平成17）年度以降、入学定員を確保できない状態が続いている、学部の新設や学科の再編などのほか、人件費の抑制に取り組んできているが、財務関係比率については、一部の比率を除いて「薬他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ良好ではない。財務計画による2009（平成21）年度の目標金額は、ほぼ達成できているが、今後計画の確実な達成には、入学定員の確保と人件費抑制などの継続した取り組みが必要である。また、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は漸増傾向にあり、2008（平成20）年度に100%を上回り、計画では2014（平成26）年度に111%に達する見込みである。一方、「要積立額に対する金融資産の充足率」は漸減傾向にあるが、外部負債の軽減などにより、2014（平成26）年度末の金融資産は、2008（平成20）年度末に比べ約120億円の増額が見込まれている。財務状況は厳しい状況にあり、基本計画で示されている改善方策の実現に向けて注意が必要である。

予算の編成と執行の手続きについては、規程などにより適切に定められ運営されており、特に、執行段階において、物品調達や工事に関する事前決済の一部義務化や、納入業者選定のための委員会設置、さらに内部監査員と経理課員の立ち会いによる検収の実施など、効率的で透明性のある健全な予算執行に努めている。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に実施されており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

## 1 3 情報公開・説明責任

2006（平成18）年度から実施した「学生による授業評価アンケート」の集計結果をもとに刊行した『教育活動自己評価および研究業績報告書』を学内ホームページおよび附属図書館で公開している。また、2008（平成20）年度に受審した法務研究科の日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価の結果およびその際の点検・評価報告書も大学ホームページに公開している。さらに、「理事会および評議員会の議事録公開に関する規則」「個人情報保護規程」に基づいて、ホームページなどにより、学内規程、教員紹介などさまざまな情報を社会一般に公開している。

情報公開請求への対応については、総務課を窓口として大学関係者（教職員・学生・

保護者・卒業生）からの情報公開請求に常時応じる体制を整備しており、適切に行われている。

財務情報の公開については、学生、保護者、教職員向けに広報誌『HDU21』に財務三表を掲載し、事業内容などと符合した解説とともに、図表・比率などもあわせて掲載し、貴大学に対する理解の促進に役立てている。また、ホームページには情報公開のためのボタンが設けられ、容易に資料閲覧が可能になっており、情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢は高く評価できる。

### III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

#### 一 長所として特記すべき事項

##### 1 社会貢献

- 1) 警察官志望の法学部学生による「姫路市安全安心まちづくりサポーター」としての登録や、薬学部教員による「姫路医療セミナー」や「ひらめきときめきサイエンス」の開催、発達障がい児・者支援者講座「のびのびセミナー」の開催などの地域貢献活動を積極的に行い、カリキュラム中に姫路地域にかかわる講義科目が設けられていることは、地域密着・地域貢献として優れた試みである。また、障がい者就労支援施設「Café ぴあのぴあ～の」や発達障がい支援施設「プレイルーム」を一般に開放し、ボランティア学生が継続的に事業に参加していることは、社会との連携・交流に深く配慮し、貢献しているので、高く評価できる。

##### 2 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報については、配布される刊行物やホームページにおいて大変わかりやすい解説や図表・比率を付けて公開しており、貴大学に対する理解を促進するための公開姿勢が表れていることは、評価できる。

### 二 助 言

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育方法等

- 1) 外国語学部では、シラバスの内容や量に教員間で精粗が見られ、成績評価基準があいまいな科目もある。また、言語教育研究科のシラバスにおいても、成績評価基準があいまいな科目が見られるので、改善が望まれる。
- 2) 全学部において、4年次の年間履修登録単位数の上限が60単位と高いので、単

位制度の趣旨に照らし、改善が望まれる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 法務研究科を除く全研究科において、学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院履修要項』などに明示することが望まれる。
- 2) 言語教育研究科において、社会人入学者のための学位論文に代わる「課題研究」の内容と位置づけが明確に規定されていないので、改善が望まれる。
- 3) 経済情報研究科修士課程において、修了予定者数に比して学位取得者数が少ないので改善が望まれる。また、外国人留学生の学位論文提出率が低下していることについて、十分な原因追究を行い、対策を検討することが必要である。

2 教員組織

- 1) 法務研究科を除く全研究科において、大学院担当教員の選考に関する内規などが定められていないので、改善が求められる。

3 施設・設備

- 1) キャンパス内のバリアフリー化の取り組みについて、フロア間の施設移動に困難な場所が見受けられ、一部の建物間の移動にスロープが設置されていないため移動手段が限定される。また、医療保健学部および薬学部の専用校舎は、主要施設のある場所と道路を挟んで対面の敷地にあり、障がい者の移動に困難があることから、改善することが望まれる。

4 図書・電子媒体等

- 1) 大学院の最終授業終了時間前に図書館が閉館し、学生が最終授業終了後に図書館を使用できない。また、収容定員に対する図書館の閲覧座席数の比率が 7.2% と低いので、改善が望まれる。

三 励 告

1 学生の受け入れ

- 1) 2009（平成 21）年度において、大学全体の過去 5 年間の入学定員に対する入学数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 0.75、0.72 と低く、2010（平成 22）年度においても引き続き低いことから、定員充足に向けて是正されたい。

## 2 財務

1) 2005（平成17）年度以降、入学定員を確保できない状態が続いている。人件費の抑制などに取り組んできているが、財務関係比率は、一部の比率を除いて「薬他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ良好ではない。また、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は漸増傾向にあるなど財務状況は厳しい状況であり、入学定員の確保と人件費抑制などの対策を継続して取り組まれたい。

なお、上記の勧告については、これにしたがって改善に努力するとともに、認定期間中、毎年7月末までにその結果を報告することを要請する。

以上

## 「姫路獨協大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より 2010（平成 22）年 1 月 20 日付文書にて、2010（平成 22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（姫路獨協大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### （1）評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって 1 つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参考して、大学評価分科会を開催し（開催日は姫路獨協大学資料 2 を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8 月 4 日、5 日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに 9 月 29 日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「姫路獨協大学資料 2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「I 評価結果」、「II 総評」、「III 大学に対する提言」で構成されています。

「I 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「II 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「III 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として 2014（平成 26）年 7 月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

なお、今回の評価にあたり、医療保健学部、薬学部は、評価資料を提出する 4 月段階において申請資格充足年度（標準修業年限 + 1 年）を経ておらず、教育・研究活動に関して評価の対象とはいたしませんでした。したがいまして当該学部・研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

姫路獨協大学資料 1—姫路獨協大学提出資料一覧

姫路獨協大学資料 2—姫路獨協大学に対する大学評価のスケジュール

## 姫路獨協大学提出資料一覧

## 調書

## 資料の名称

- (1)点検・評価報告書  
 (2)大学基礎データ  
 (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25)  
 (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況  
 ☆【専門職大学院】他の認証評価を受けた自己点検・評価報告書  
 ☆【専門職大学院】他機関で認証評価を受けた際の評価結果報告書(写)

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009年度姫路獨協大学学生募集要項 (公募推薦・一般・センタープラス・センター試験利用 入試) 2009年度姫路獨協大学学生募集要項 指定推薦入試 (外国語・法・経済情報学部) 2009年度姫路獨協大学学生募集要項 指定推薦入試(薬学部) 2009年度姫路獨協大学学生募集要項 AO入試 2009年度姫路獨協大学学生募集要項 スポーツ特別選抜 2009年度姫路獨協大学社会人学生募集要項 2009年度姫路獨協大学帰国子女学生募集要項 2009年度姫路獨協大学学生募集要項 獨協高等学校・獨協埼玉高等学校特別推薦入学試験 2009年度姫路獨協大学外国人留学生特別選抜募集要項 2009年度姫路獨協大学外国人留学生特別選抜募集要項 指定推薦入試 2009年度(平成21年度)姫路獨協大学指定短期大学推薦編入学 学生募集要項 2009年度(平成21年度)姫路獨協大学編入学・転入学学生募集要項 2009年度(平成21年度)姫路獨協大学大学院学生募集要項 言語教育研究科・法学研究科・経済情報研究科 2009年度(平成21年度)姫路獨協大学法科大学院学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	HIMEJI DKKYO UNIVERSITY 姫路獨協大学 2009 大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	履修の手引2009 外国語学部・法学部・経済情報学部 2009年度(平成21年度)SYLLABUSシラバス (講義概要・授業計画) 姫路獨協大学(CD-ROM) 学生生活ガイド2009 平成21年度 大学院履修要項・シラバス 言語教育研究科・法学研究科・経済情報研究科 履修の手引2009 医療保健学部・薬学部
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2009年度授業時間割表 外国語学部・法学部・経済情報学部 2009年度言語教育研究科授業時間割表 2009年度法学研究科授業時間割表(2009年度入学者) 2009年度法学研究科授業時間割表(2008年度以前入学者) 2009年度経済情報研究科授業時間割表(2009年度入学者) 2009年度経済情報研究科授業時間割表(2008年度以前入学者) 2009年度授業時間割表 医療保健学部・薬学部
(5) 規程集	姫路獨協大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋) ① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	学則 大学院学則 法科大学院学則 外国語学部規程 法学部規程

資料の種類	資料の名称
	経済情報学部規程 医療保健学部規程 薬学部規程 大学院言語教育研究科規程 大学院法学研究科規程 大学院経済情報研究科規程 大学院法務研究科規程 学位規程 法務研究科学位規程
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	外国語学部教授会規程 法学部教授会規程 経済情報学部教授会規程 大学院委員会規程 大学院言語教育研究科委員会規程 大学院法学研究科委員会規程 大学院経済情報研究科委員会規程 大学院法務研究科教授会規程
③ 教員人事関係規程等	教員人事委員会規程 副学長候補者選考規程 部局長選考規程 大学院言語教育研究科長候補者選考規程 大学院法務研究科長候補者選考規程 大学院法務研究科教員選考規程 特別教授及び特別教師に関する規程 専任教員の他大学等への兼業に関する取扱要項 外国語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項 外国語学部教員昇任の選考手続に関する内規 選考委員の選出に関する細則 法学部教授会規程施行細則 採用人事についての申し合わせ 経済情報学部教員選考内規 経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ 法科大学院教員採用基準 法科大学院教授昇任基準
④ 学長選出・罷免関係規程	学長候補者選考規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	自己評価規程 教育改善実施(FD)委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	セクシャルハラスメント防止等に関する規程
⑦ その他規程	組織規程 評議会規程 学部長等会議規程 運営諮詢会議規程 事務分掌規程 事務連絡会議要項 懲戒委員会規程 就業規則 大学院研究生・科目等履修生規程 編入学・転入学及び再入学者の入学前の既修得単位認定内規 科学研究費補助金の使用に関する取扱規程 防火・防災管理規程 個人情報保護規程 獨協学園内部監査規則 学校法人獨協学園会計規則 理事会及び評議員会の議事録公開に関する規則 獨協学園の財務情報開示に関する規則
⑧ 寄附行為	学校法人獨協学園寄附行為

資料の種類	資料の名称
⑨ 理事会名簿	学校法人獨協学園 理事・監事名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2008年度前期「学生による授業評価」アンケート実施報告 2008年度後期「学生による授業評価」アンケート実施報告 2008年度学生授業評価アンケート用紙
(9) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当無し
(10) 図書館利用ガイド等	姫路獨協大学図書館利用案内2009
(11) ハラスメント防止に関するパンフレット	姫路獨協大学セクシャル・ハラスメント防止に関するガイドライン
(12) 就職指導に関するパンフレット	PLACEMENT SUPPORT BOOK 2009
(13) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	健康管理室のしおり *健康管理とカウンセリング*
(14) その他	姫路獨協大学大学院法務研究科法務専攻(専門職学位課程) 【法科大学院】設置に係る留意事項実施状況報告書
(15) 財務関係書類	2004年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) 2005年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) 2006年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) 2007年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) 2008年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) 2009年度学校法人獨協学園独立監査法人の監査報告書 (計算書類含む) ・財務情報公開状況を具体的に示す資料 HDU21姫路獨協大学広報誌vol.68 学校法人獨協学園ホームページURLおよび写し 学校法人獨協学園平成20・21年度事業報告書 学校法人獨協学園平成20・21年度財産目録 基本計画(第5次見直し)
(16) 寄附行為	学校法人獨協学園寄附行為

### 姫路獨協大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010 年 1 月 20 日	貴大学より大学評価申請書の提出
3 月 5 日	第 12 回大学評価委員会の開催（平成 22 年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
3 月 12 日	臨時理事会の開催（平成 22 年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
4 月 上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
4 月 28 日	第 1 回大学財務評価分科会の開催
5 月 11 日	評価者研修セミナーの開催（平成 22 年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
13 日	
～14 日	
17 日	
19 日	
5 月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
～7 月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
～7 月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
8 月 4 日	第 2 回大学財務評価分科会の開催
～5 日	
7 月 30 日	大学評価分科会第 42 群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
8 月 13 日	法科大学院専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
8 月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
9 月 29 日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
11 月 1 日	第 3 回大学財務評価分科会の開催
～2 日	
11 日	
11 月 20 日	第 6 回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
～21 日	
12 月 4 日	第 13 回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
～5 日	
12 月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011 年 1 月 31 日	第 4 回大学財務評価分科会の開催

- 2月11日 第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
- 2月18日 第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）